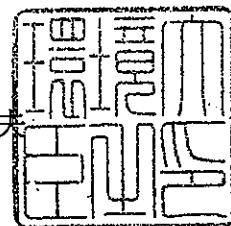


諮問第264号
環水大土発第090806002号
平成21年8月6日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
齊藤鉄夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) - 3 - [1 - メチル - 4 - (2 - メチル - 2H - テトラゾール - 5 - イル) ピラゾール - 5 - イルスルホニル] 尿素 (別名 アジムスルフロン)

メチル = { 2 - クロロ - 5 - [(E) - 1 - (6 - メチル - 2 - ピリジルメトキシイミノ) エチル] ベンジル } カルバマート (別名ピリベンカルブ)

(別紙2)

2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸 (別名ジカンバ又はMDBA)

2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸ジメチルアミン (別名ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩)

2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸カリウム (別名ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩)

(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル) アセトアミド (別名ジメテナミド)

(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル) アセトアミド (別名ジメテナミドP)

1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル) アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル) エチル] キナゾリン-2-オン (別名ピリフルキナゾン)

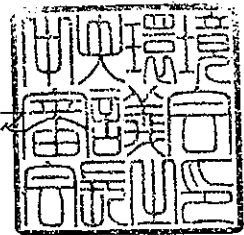
2-クロロ-6'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-アセト-オ-トルイジド (別名メトラクロール)

(S)-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (80%-100%) 及び (R)-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (20%-0%) (別名S-メトラクロール)

中環審第514号
平成21年8月6日

中央環境審議会土壌農薬部会
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成21年8月6日付け諮問第264号、環水大土発第090806002号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。